

静岡県情報公開条例

制 定	平成12年10月27日 静岡県条例第58号
一部改正	平成14年 3月28日 静岡県条例第31号
一部改正	平成14年 7月22日 静岡県条例第45号
一部改正	平成14年10月25日 静岡県条例第58号
一部改正	平成15年 3月20日 静岡県条例第28号
一部改正	平成16年12月24日 静岡県条例第56号
一部改正	平成17年 3月25日 静岡県条例第25号
一部改正	平成18年12月26日 静岡県条例第64号
一部改正	平成19年 7月13日 静岡県条例第56号
一部改正	平成20年12月26日 静岡県条例第60号
一部改正	平成21年12月25日 静岡県条例第70号
一部改正	平成27年12月25日 静岡県条例第58号
一部改正	平成30年 3月28日 静岡県条例第13号
一部改正	令和 3年 3月26日 静岡県条例第18号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）
第2章 公文書の開示
第1節 公文書の開示（第5条－第18条）
第2節 審査請求（第18条の2－第28条）
第3章 情報公開の総合的推進（第29条－第31条）
第4章 雑則（第32条－第38条）
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の県政についての知る権利を尊重して、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに実施機関の保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、もって実施機関の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにし、県政の公正な執行と県民の信頼の確保を図り、県民参加による開かれた県政を一層推進することを目的とする。

（一部改正〔平成18年条例64号〕）

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及びがんセンター事業管理者、静岡県公立大学法人、公立大学静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡

岡社会健康医学大学院大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「公立大学法人等」という。）並びに静岡県住宅供給公社、静岡県道路公社及び静岡県土地開発公社（以下「地方三公社」という。）をいう。

- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（議会にあっては議会の事務局の職員に限り、公立大学法人等及び地方三公社にあってはその役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（一部改正〔平成14年条例45号・16年56号・18年64号・20年60号・21年70号〕）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。

- 2 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

第1節 公文書の開示

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する公文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) その他規則で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方三公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該

情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう。）である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 議会における会派又は議員個人の活動に関する情報であって、公にすることにより、これらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- （一部改正〔平成14年条例31号・15年28号・17年25号・18年64号・19年56号・27年58号〕）

（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
- （公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に規定する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者

に対し、その旨及び開示を実施する日時その他開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求があった場合において、直ちに開示請求に係る公文書の全部を開示するときは、口頭で行うことができる。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（理由の記載等）

第12条 実施機関は、前条各項の決定（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）をしたときは、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由を同条各項の書面に記載しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該決定の日から起算して1年以内に当該公文書の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を通知するものとする。

（開示決定等の期限）

第13条 第11条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内に行わなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第15条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、地方三公社及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(一部改正〔平成14年条例31号・17年25号・18年64号〕)

(公文書の開示の実施方法)

第16条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他制度との調整)

第17条 法令等の規定により、公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる等の場合における当該公文書の開示については、当該法令等の定めるところによる。

2 実施機関は、静岡県立中央図書館その他の県、公立大学法人等又は地方三公社の施設において県民の利用に供することを目的として管理している公文書については、この条例に基づく開示をしない。

(一部改正〔平成18年条例64号・20年60号〕)

(費用負担)

第18条 公文書(電磁的記録を除く。)の写しの交付を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 公文書(電磁的記録に限る。)の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

第2節 審査請求

(公立大学法人等及び地方三公社に対する審査請求)

第18条の2 公立大学法人等がした開示決定等又は公立大学法人等に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該公立大学法人等に対し、審査請求をすることができる。

2 地方三公社がした開示決定等又は地方三公社に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方三公社に対し、審査請求をすることができる。

(追加〔平成18年条例64号〕、一部改正〔平成20年条例60号、27年58号〕)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は適用しない。

(追加〔平成27年条例58号〕)

(審査会への諮問)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について、審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、速やかに、静岡県情報公開審査会に諮問をしなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(一部改正〔平成14年条例31号・18年64号・27年58号〕)

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。)

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(一部改正〔平成27年条例58号〕)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、

当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（一部改正〔平成27年条例58号〕）

（静岡県情報公開審査会）

第22条 第19条の諮問に応じ調査審議するため、静岡県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する事項について実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、委員6人以内で組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（部会）

第23条 審査会は、必要に応じて部会を置き、審査請求に係る事件について調査審議させることができる。

（一部改正〔平成27年条例58号〕）

（審査会の調査権限）

第24条 審査会（前条の規定により部会に調査審議させる場合にあっては、部会。以下この条から第26条までにおいて同じ。）は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（一部改正〔平成27年条例58号〕）

（意見の陳述）

第25条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（一部改正〔平成27年条例58号〕）

（意見書等の提出）

第25条の2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（追加〔平成27年条例58号〕）

（提出資料の写しの送付等）

第25条の3 審査会は、第24条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（追加〔平成27年条例58号〕）

（調査審議手続等の非公開）

第26条 第19条の諮問に応じ審査会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(一部改正〔平成27年条例58号〕)

(規則への委任)

第28条 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 情報公開の総合的推進

(情報公開の総合的推進)

第29条 実施機関は、前章第1節に定める公文書の開示のほか、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう情報提供施策の充実を図るなど、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策の充実)

第30条 実施機関は、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により、情報提供施策の充実を努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第31条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第4章 雑則

(公文書の管理)

第32条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理しなければならない。

2 実施機関は、実施機関の規則（規程その他これに類する定めを含む。）で公文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の公文書の管理に関する必要な事項を定めなければならない。

(一部改正〔平成18年条例64号〕)

(公文書の検索資料の作成等)

第33条 実施機関は、公文書を検索するために必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第34条 知事は、毎年1回、各実施機関における公文書の開示等の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(適用除外)

第35条 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）その他の法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は、適用しない。

(一部改正〔平成18年条例64号〕)

(本人情報の開示)

第36条 削除

(一部改正〔平成14年条例58号〕)

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第38条 第22条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(一部改正〔平成27年条例58号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第18条第1項並びに附則第13項及び第14項の規定 公布の日

(2) 第2条第1項の規定中公安委員会及び警察本部長に係る部分 平成14年4月1日

(経過措置)

2 次に掲げる公文書については、改正後の静岡県情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、適用

しない。

- (1) 平成13年4月1日前に実施機関（議会並びに公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が作成し、又は取得した公文書。ただし、改正前の静岡県公文書の開示に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する公文書を除く。
 - (2) 平成13年4月1日前に議会の事務局の職員が作成し、又は取得した公文書
 - (3) 平成13年4月1日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）の職員が作成し、又は取得した公文書。ただし、次に掲げる公文書（決裁又はこれに準ずる手続が終了し、当該実施機関が管理している文書及び図画に限る。）を除く。
 - ア 平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間に作成し、又は取得した公文書
 - イ 平成11年4月1日前に作成し、又は取得した公文書（保存期間が永年と定められているもの及び作成し、又は取得した日が、公安委員会規則で定める日以後であるものに限る。）
- 3 この条例の公布の日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書については、新条例第7条第2号ウの規定は、適用しない。
 - 4 平成14年3月31日までの間は、新条例第19条中「実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。第22条において同じ。）」とあるのは、「実施機関」とする。
 - 5 この条例の施行の際現にされている旧条例第5条の規定による公文書の開示の請求（以下「旧条例による開示請求」という。）及び旧条例第16条第2項の公文書の開示の申出は、新条例第5条の規定による公文書の開示の請求とみなす。
 - 6 この条例の施行の際現にされている旧条例第12条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、新条例第19条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。
 - 7 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。
 - 8 旧条例第13条第1項の規定により置かれた静岡県公文書開示審査会は、新条例第22条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
 - 9 この条例の施行の際現に旧条例第13条第2項の規定により任命されている静岡県公文書開示審査会の委員である者は、新条例第22条第4項の規定により任命された審査会の委員である者とみなす。
 - 10 前項の規定により任命されたとみなされた審査会の委員及びこの条例の施行の際新条例第22条第4項の規定により新たに任命される審査会の委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成13年9月30日までとする。
 - 11 この条例の公布の日前に開催された旧条例第9条第5号に規定する合議制機関等の会議に係る情報であって、当該合議制機関等の議事運営規程又は議決によりその全部又は一部について開示しない旨を定めているものが記録されている公文書については、同号の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。
 - 12 前項に規定する公文書に対する新条例第7条の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「次の各号及び附則第11項の規定によりなおその効力を有することとされる静岡県公文書の開示に関する条例第9条第5号」とする。
 - 13 この条例の公布の日から平成13年3月31日までの間に旧条例による開示請求があった場合において、当該開示請求に係る公文書の全部を直ちに開示する旨の通知は、旧条例第7条第3項の規定にかかわらず、口頭で行うことができる。

（静岡県手数料徴収条例の一部改正）
 - 14 静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

（次のよう）略

附 則（平成14年3月28日条例第31号）

 - 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第19条の改正規定 平成14年4月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の施行の日
 - 2 改正後の第7条及び第15条第1項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行後にされた開示請求について適用し、同号に掲げる規定の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成14年7月22日条例第45号抄）

（施行期日）

 - 1 この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成14年10月25日条例第58号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第28号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日条例第56号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第25号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県情報公開条例（以下「新条例」という。）第7条及び第15条第1項の規定は、この条例の施行後にされた開示請求（新条例第6条第1項の開示請求をいう。以下この項において同じ。）について適用し、この条例の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月26日条例第64号）

（施行期日）

- 1 この条例は、静岡県公立大学法人の成立の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 平成13年10月1日前に地方三公社（改正後の静岡県情報公開条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の地方三公社をいう。）の役員又は職員が作成し、又は取得した公文書（新条例第2条第2項の公文書をいう。）については、新条例の規定は、適用しない。
 - 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に実施機関（改正前の静岡県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項の実施機関をいう。）の職員が作成し、又は取得した公文書（旧条例第2条第2項の公文書をいう。）であって、施行日以後において静岡県公立大学法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして静岡県公立大学法人が保有することとなるものについては、施行日以後においては、静岡県公立大学法人の役員又は職員が作成し、又は取得した公文書（新条例第2条第2項の公文書をいう。）とみなす。
 - 4 この条例の施行の際現にされている旧条例第5条の規定による開示の請求であって、施行日以後において静岡県公立大学法人が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、新条例第5条の規定により静岡県公立大学法人に対してされた開示の請求とみなす。
 - 5 この条例の施行の際現に効力を有する旧条例第11条各項の決定であって、施行日以後において静岡県公立大学法人が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、静岡県公立大学法人が行った新条例第11条各項の決定とみなす。

附 則（平成19年7月13日条例第56号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第60号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、地方独立行政法人静岡県立病院機構の成立の日から施行する。
- （静岡県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に実施機関（改正前の静岡県情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第2条第1項の実施機関をいう。）の職員が作成し、又は取得した公文書（旧情報公開条例第2条第2項の公文書をいう。）であって、施行日以後において地方独立行政法人静岡県立病院機構の役員又は職員が組織的に用いるものとして地方独立行政法人静岡県立病院機構が保有することとなるものについては、施行日以後においては、地方独立行政法人静岡県立病院機構の役員又は職員が作成し、又は取得した公文書（改正後の静岡県情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）第2条第2項の公文書をいう。）とみなす。
 - 3 この条例の施行の際現にされている旧情報公開条例第5条の規定による開示の請求であって、施行日以後において地方独立行政法人静岡県立病院機構が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、新情報公開条例第5条の規定により地方独立行政法人静岡県立病院機構に対してされた開示の請求とみなす。
 - 4 この条例の施行の際現に効力を有する旧情報公開条例第11条各項の決定であって、施行日以後において地方独立行政法人静岡県立病院機構が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、地方独立行政法人静岡県立病院機構が行った新情報公開条例第11条各項の決定とみなす。

附 則（平成21年12月25日条例第70号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公立大学法人静岡文化芸術大学の成立の日から施行する。
(静岡県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に学校法人静岡文化芸術大学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)(以下「文書等」という。)であって、施行日以後において公立大学法人静岡文化芸術大学の役員又は職員が組織的に用いるものとして公立大学法人静岡文化芸術大学が保有することとなるものについては、施行日以後においては、公立大学法人静岡文化芸術大学の役員又は職員が作成し、又は取得した公文書(改正後の静岡県情報公開条例(以下「新情報公開条例」という。)第2条第2項の公文書をいう。)とみなす。
- 3 前項の規定により公文書とみなされた文書等のうち、平成14年4月1日前に学校法人静岡文化芸術大学の役員又は職員が作成し、又は取得したものについては、新情報公開条例の規定は、適用しない。

附 則(平成27年12月25日条例第58号)

(施行期日)

- 1 この条例は行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中静岡県情報公開条例第7条第2号及び第6号の改正 公布の日

(2) 第1条中静岡県情報公開条例第38条の改正及び第2条中静岡県個人情報保護条例第56条の改正 平成28年4月1日

(静岡県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 実施機関(この条例による改正前の静岡県情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。)の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものに関する取扱いについては、なお従前の例による。

(静岡県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 (略)

附 則(平成30年3月28日条例第13号抄)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 (略)

附 則(令和3年3月26日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の成立の日から施行する。
(静岡県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に実施機関(改正前の静岡県情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第2条第1項の実施機関をいう。)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の役員又は職員が組織的に用いるものとして公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が保有することとなるものについては、施行日以後においては、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の役員又は職員が作成し、又は取得した公文書(改正後の静岡県情報公開条例(以下「新情報公開条例」という。)第2条第2項の公文書をいう。)とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にされている旧情報公開条例第5条の規定による開示請求であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、新情報公開条例第5条の規定により公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学に対してされた開示の請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に効力を有する旧情報公開条例第11条各項の決定であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が行った新情報公開条例第11条各項の決定とみなす。